

甲議第 9 号

甲府市議会会議規則の一部を改正する規則制定について
甲府市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和 7 年 6 月 2 0 日提出

甲府市議会議長 長 沼 達 彦 様

提出者	甲府市議会議員	神 山 玄 太
賛成者	甲府市議会議員	深 沢 健 吾
〃	〃	興 石 修
〃	〃	山 中 和 男
〃	〃	小 沢 宏 至
〃	〃	鷹 野 弘 貴
〃	〃	橘 田 大 洋
〃	〃	堀 とめほ
〃	〃	廣 瀬 集 一
〃	〃	清 水 英 知
〃	〃	小 澤 浩
〃	〃	依 田 勝 見

甲府市議会会議規則の一部を改正する規則

甲府市議会会議規則（昭和50年3月議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、また、」を削る。

第4条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第14条中「そなえ」を「備え」に改める。

第15条中「再び」を「、再び」に改める。

第17条中「そなえ」を「備え」に改める。

第18条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第20条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第21条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第23条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第24条第1項中「終った」を「終わった」に改め、同条第2項中「終らない」を「終わらない」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第30条中「終った」を「終わった」に改める。

第31条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改める。

第35条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第37条第1項中「聞き」を「聴き」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第38条中「まって」を「待って」に改める。

第40条及び第42条中「終った」を「終わった」に改める。

第44条第2項中「終らなかった」を「終わらなかった」に、「会議」を「議会」に改める。

第49条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第50条第4項中「当って」を「当たって」に改める。

第51条第1項中「すべて」を「全て」に、「終った」を「終わった」に改める。

第53条中「終った」を「終わった」に、「終る」を「終わる」に改める。

第54条第1項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第55条中「こえる」を「超える」に改める。

第56条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第58条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第59条第1項中「終った」を「終わった」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第62条第2項中「はからなければ」を「諮らなければ」に改める。

第65条中「写」を「写し」に、「かえる」を「代える」に改める。

第70条第1項中「出席委員」の次に「（甲府市議会委員会条例（平成3年6月条例第13号。以下「条例」という。）第15条の2に規定するオンラインによる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で出席している委員を含む。以下同じ。）」を加える。

第72条ただし書及び第75条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第86条中「終った」を「終わった」に改める。

第90条中「すべて」を「全て」に改める。

第92条第1項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第93条第1項中「委員でない議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員（条例第15条の2第1項各号に掲げる場合に該当する委員に限る。）は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言をすることができる。

4 前項の委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第94条中「終った」を「終わった」に改め、「終る」を「終わる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、オンラインによる方法で委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。この場合において、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第95条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第97条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第98条第1項中「終った」を「終わった」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第102条第6項中「はかり」を「諮り」に改める。

第104条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第105条に次のただし書を加える。

ただし、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第107条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第108条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第113条中「はかる」を「諮る」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第114条第1項中「とる」を「採る」に、「はかつて」を「諮って」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第119条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第122条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第123条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第129条中「はかる」を「諮る」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第130条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に、「はかつて」を「諮って」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第134条に次の2項を加える。

- 3 紹介議員（条例第15条の2第1項各号に掲げる場合に該当する議員に限る。）は、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、オンラインによる方法で説明することができる。
- 4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。
- 第136条中「これを請求」を「、これを請求」に改める。
- 第147条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。
- 第152条第3項中「終った」を「終わった」に改める。
- 第162条中「すべて」を「全て」に、「はかつて」を「諮って」に改める。
- 第164条中「ことは」を「ことが」に改める。
- 第167条中「こえる」を「超える」に改める。
- 第177条中「はかつて」を「諮る」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

オンラインによる方法により委員会を開会するについては、この規則を制定する必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。